

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書

令和⁷~~8~~年6月27日

船橋市長 松戸 徹 殿



提出者

住 所 船橋市習志野台2丁目6 1 番 2 号
氏 名 櫻 工 営 株 式 会 社
代表取締役 平山 知太

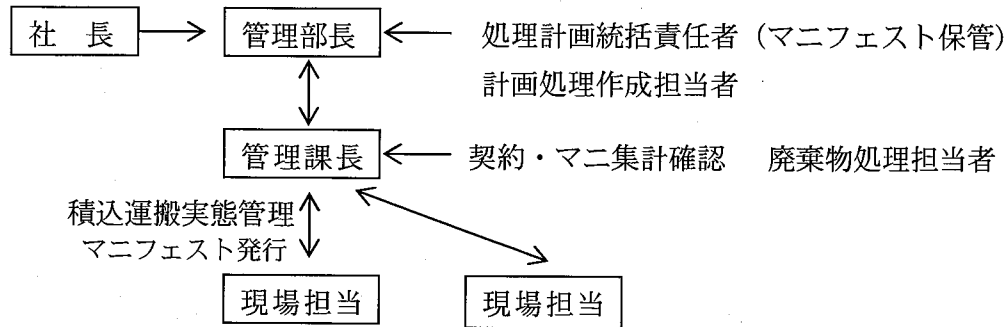
電話番号 0 4 7 - 4 6 4 - 3 5 1 1

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	櫻 工 営 株 式 会 社
事業場の所在地	船橋市習志野台2丁目6 1 番 2 号
計 画 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合建設業 小分類：一般土木建築業
② 事業の規模	前年度の元請完成高 11億1200万円
③ 従業員数	2 3 人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	(排出工程) AS・CON 類 がれき類 建設汚泥 木くず・廃プラ ガラスコンクリート陶 磁器くず 廃アルカリ 混合廃棄物他 → 積替・保管 収 集 運 搬 ↑ 保 管 分別・減量化 → 中間委託処理 (各種 破碎・脱水・ 焼却・切断圧縮) → 再資源化 リサイクル → 最終処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】		別紙参照
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	コンクリートがら
	排 出 量	1362 t	773 t
	(これまでに実施した取組)		
	廃棄物種類ごとに分別し有価物を分別し搬出する。 発生材は再生資源化処理が可能な中間処理施設への搬出		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	コンクリートがら
	排 出 量	1100 t	600 t
	(今後実施する予定の取組)		
	廃棄物種類ごとに分別し搬出するが、可能な限り細分化し利用可能な資源を選別し減量化する。 発生量の少ない代替工法に変更が支障なく可能であれば検討する		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：アスファルトコンクリートがら、コンクリートがら、がれき類、木くず、廃プラスチック 取組み：再生処理効率の低下に繋がらない分別及び搬出形状の確保。 有価物の混入を限りなく防止し減量する為の発生時の工夫を行う。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 種類：アスファルトコンクリートがら、コンクリートがら、がれき類、木くず、廃プラスチック 取組み：分別精度及び効率を確保した上での作業の省エネルギー化。

がれき類	廃アルカリ	建設汚泥
1376 t	7 t	381 t

がれき類	廃アルカリ	建設汚泥
1100 t	5 t	300 t

木くず	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
6 t	2 t	1 t

木くず	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
3 t	1 t	0 t

建設混合廃棄物		
3 t		

建設混合廃棄物		
2 t		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】別紙参照		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	コンクリートがら
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら行う再生利用はない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	コンクリートがら
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 同 上		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】 別紙参照		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	コンクリートがら
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら行う中間処理はない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	コンクリートがら
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 同 上		

(第3面)-2

がれき類	廃アルカリ	建設汚泥
0 t	0 t	0 t

がれき類	廃アルカリ	建設汚泥
0 t	0 t	0 t

がれき類	廃アルカリ	建設汚泥
0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t

がれき類	廃アルカリ	建設汚泥
0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t

(第3面)-3

木くず	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
0 t	0 t	0 t

木くず	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
0 t	0 t	0 t

木くず	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t

木くず	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t

建設混合廃棄物		
0 t		

建設混合廃棄物		
0 t		

建設混合廃棄物		
0 t		
0 t		

建設混合廃棄物		
0 t		
0 t		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】別紙参照		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	コンクリートがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら行う埋立等はない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	コンクリートがら
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 同 上		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 6 年度）実績】 別紙参照		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	コンクリートがら
	全 処 理 委 託 量	1362 t	773 t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	1362 t	773 t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 委託業者の所在及び施設を確認し、適正な能力を確認してから契約する。		

がれき類	廃アルカリ	建設汚泥
0 t	0 t	0 t

がれき類	廃アルカリ	建設汚泥
0 t	0 t	0 t

がれき類	廃アルカリ	建設汚泥
1 3 7 6 t	7 t	3 8 1 t
0 t	0 t	0 t
1 3 7 6 t	7 t	3 8 1 t
0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t

木くず	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
0 t	0 t	0 t

木くず	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
0 t	0 t	0 t

木くず	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
6 t	2 t	1 t
0 t	0 t	0 t
6 t	2 t	1 t
0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t

建設混合廃棄物		
0 t		

建設混合廃棄物		
0 t		

建設混合廃棄物		
3 t		
0 t		
3 t		
0 t		
0 t		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリートがら	コンクリートがら
	全処理委託量	1100 t	600 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	1100 t	600 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 委託業者の選定には、再資源化施設を有し、良質再生材を現場利用可能材料として製造販売している業者を優先的とする。又優良認定処理業者についても優先的に選定する。		
※事務処理欄			

がれき類	廃アルカリ	建設汚泥
1100 t	5 t	300 t
t	t	t
1100 t	5 t	300 t
t	t	t
t	t	t

木くず	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器くず
3 t	1 t	0 t
t	t	t
3 t	1 t	0 t
t	t	t
t	t	t

建設混合廃棄物		
2 t		t
t		t
2 t		t
t	t	t
t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7年 6月27日

船 橋 市



提出者

住 所 船橋市習志野台2丁目61番2号

氏 名 櫻工営株式会社

代表取締役 平山 知太

電話番号 047-464-3511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和6年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

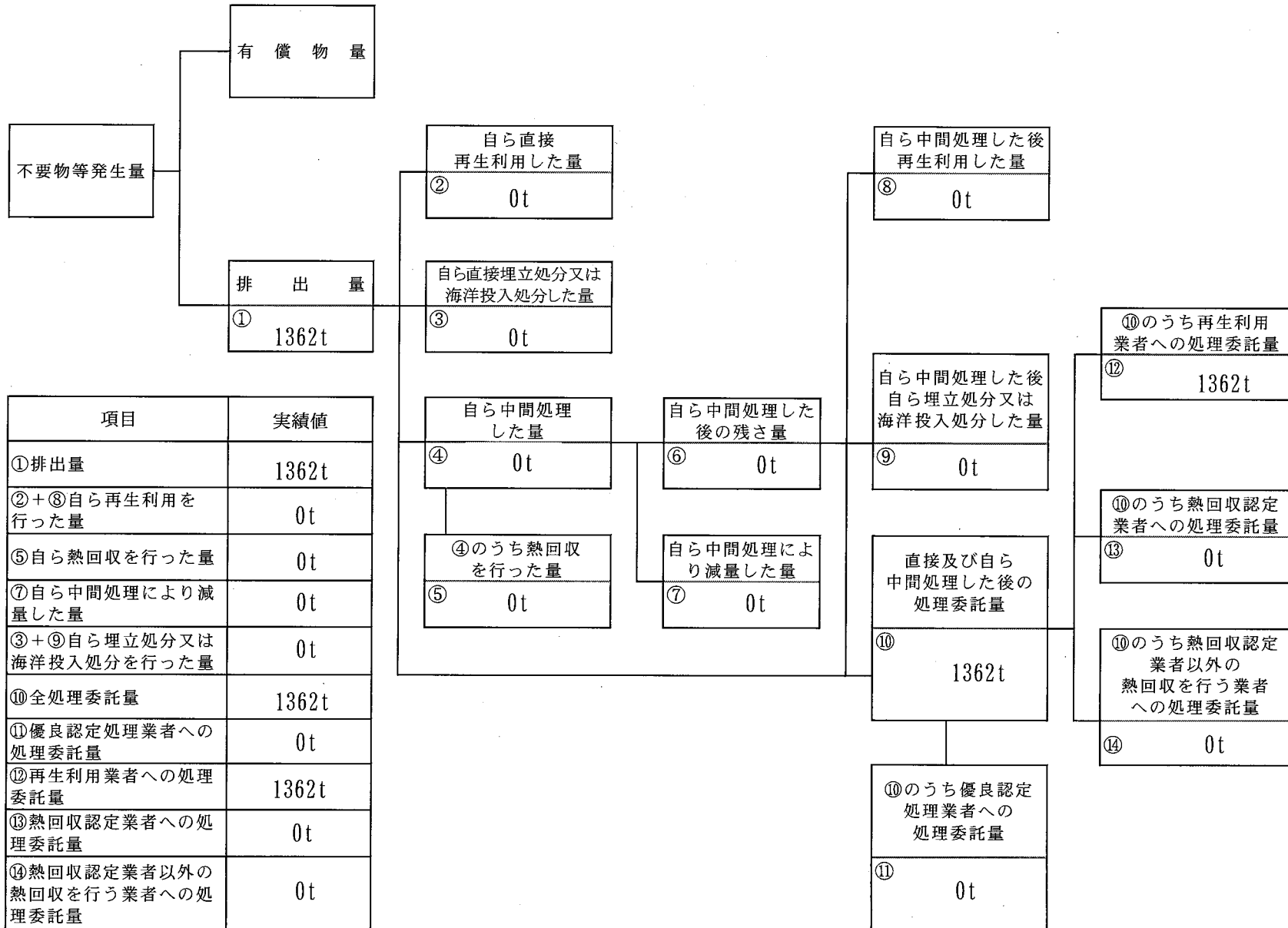
事業場の名称	櫻工営株式会社
事業場の所在地	船橋市習志野台2丁目61番2号
事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合建設業 小分類：一般土木建築業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和6年4月/日～ 令和7年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1997 t	全処理委託量	1997 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	1997 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
※事務処理欄			

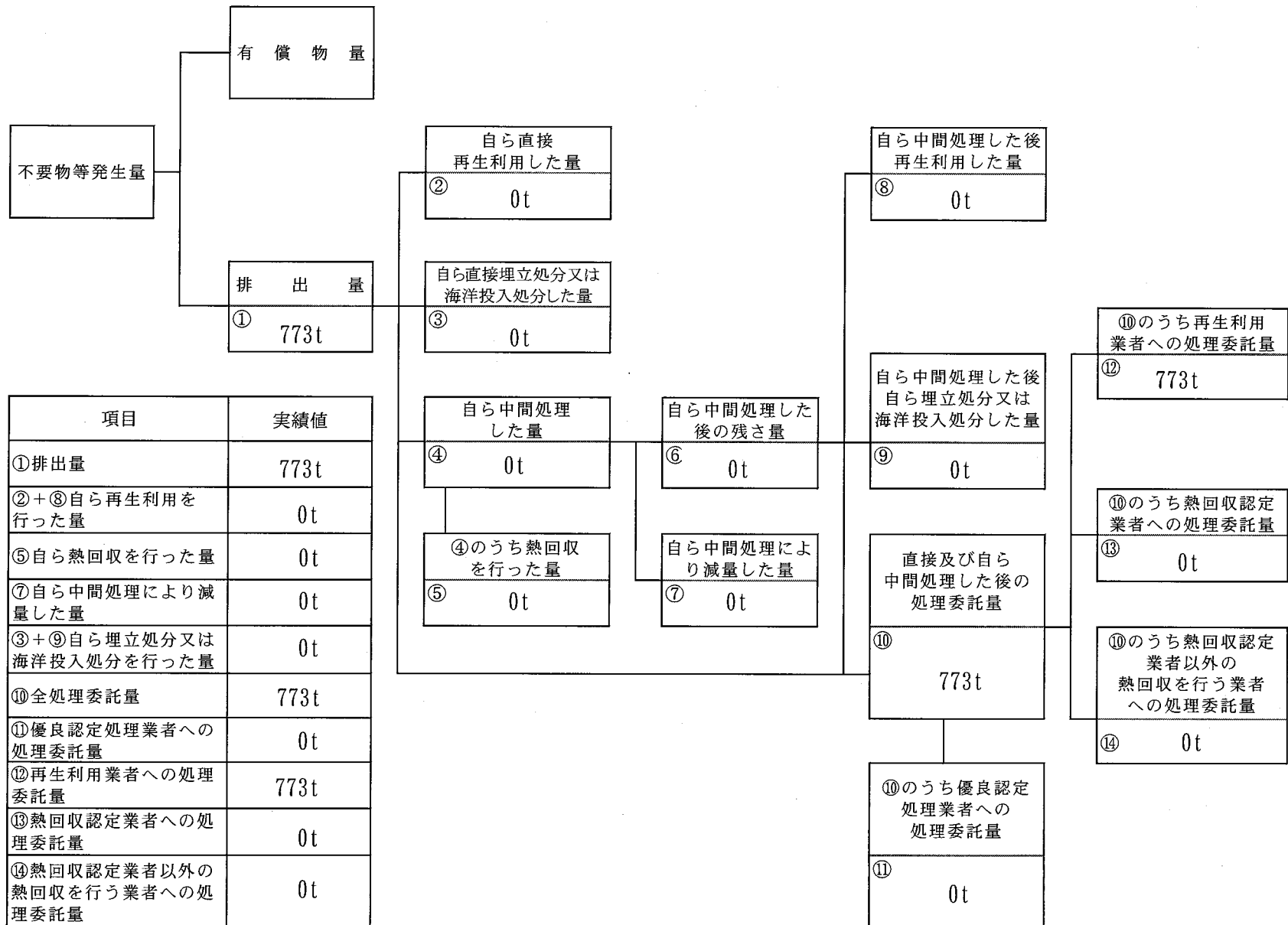
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: アスファルト・コンクリートがら)



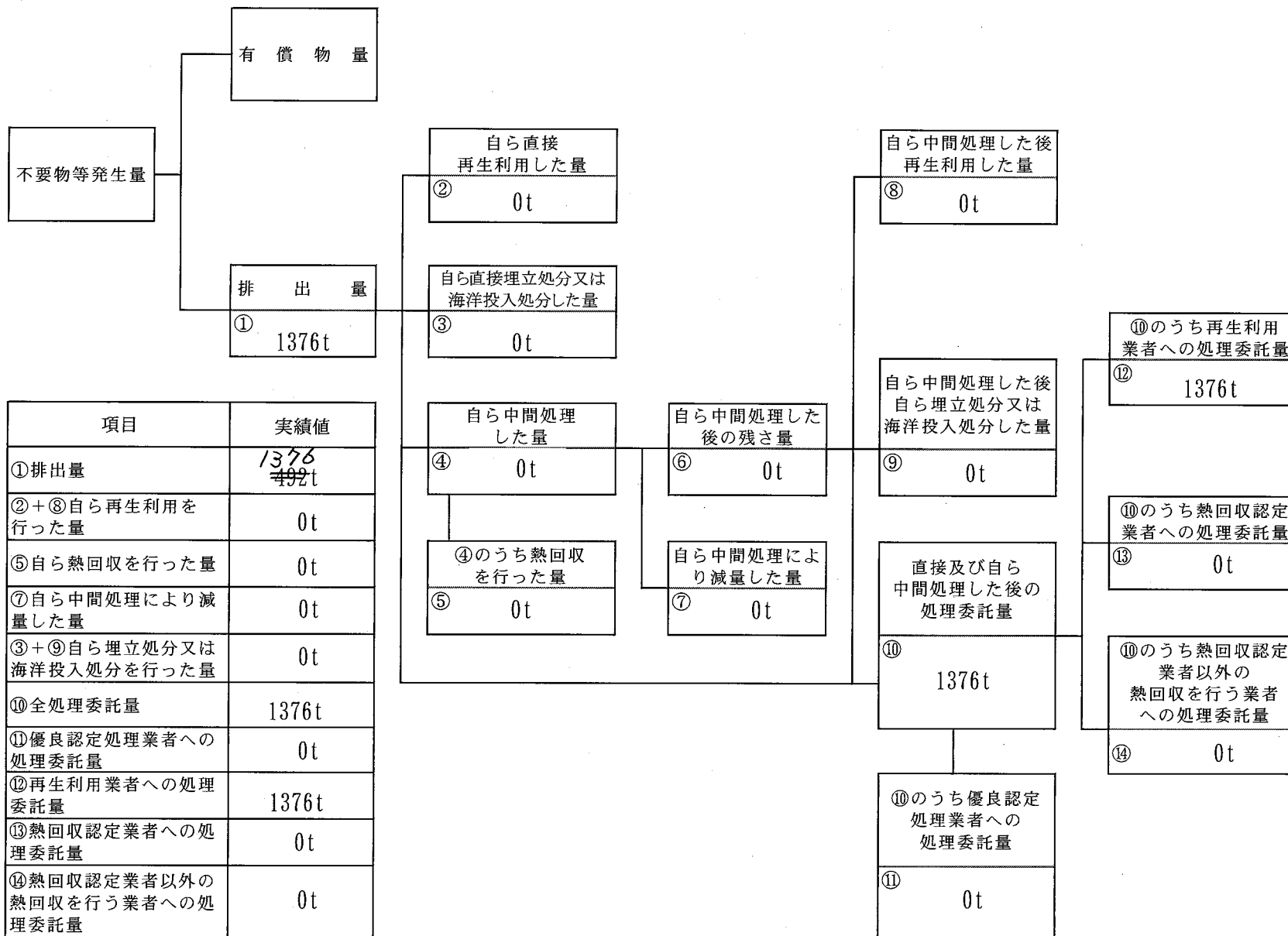
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: コンクリートがら)



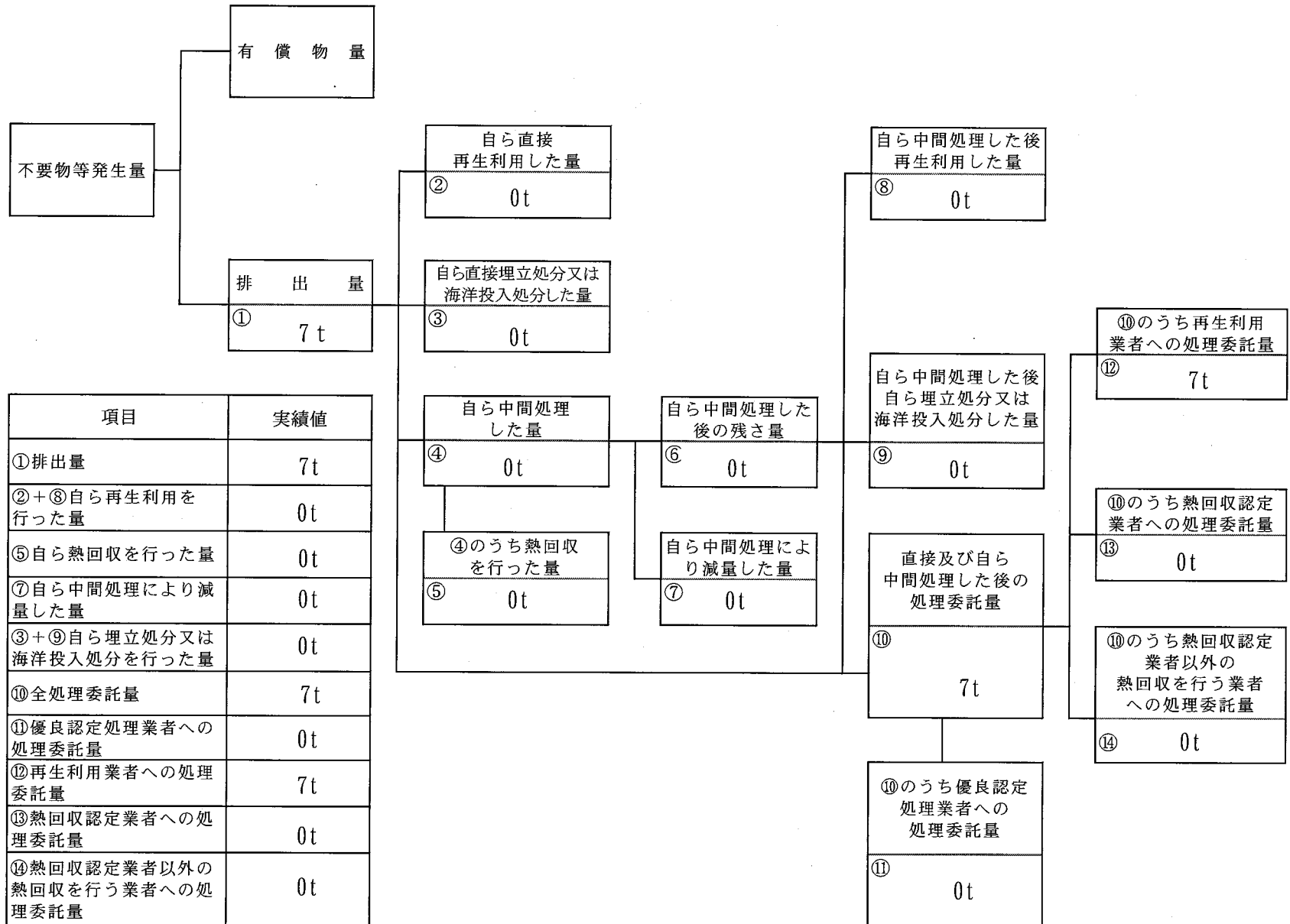
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類)



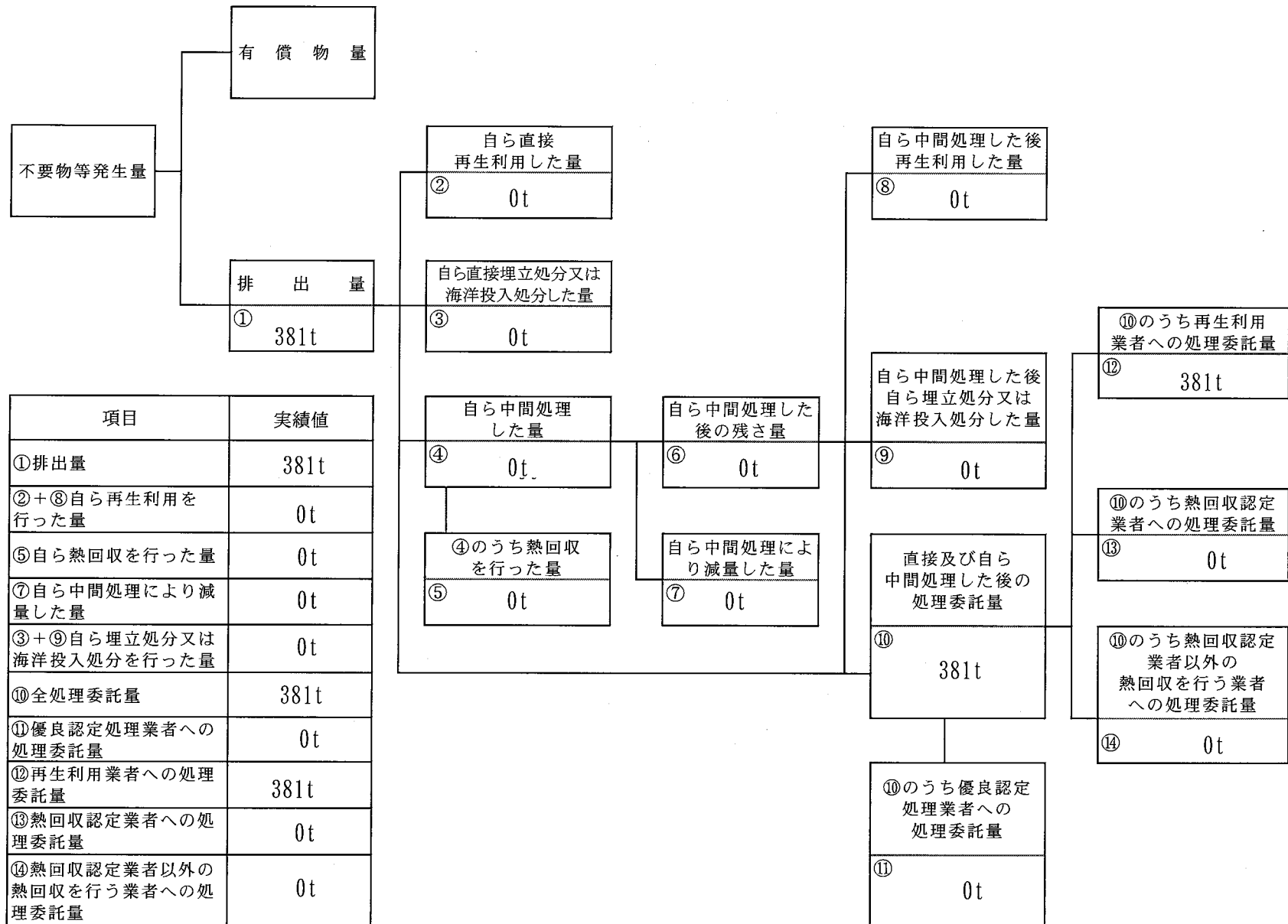
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)



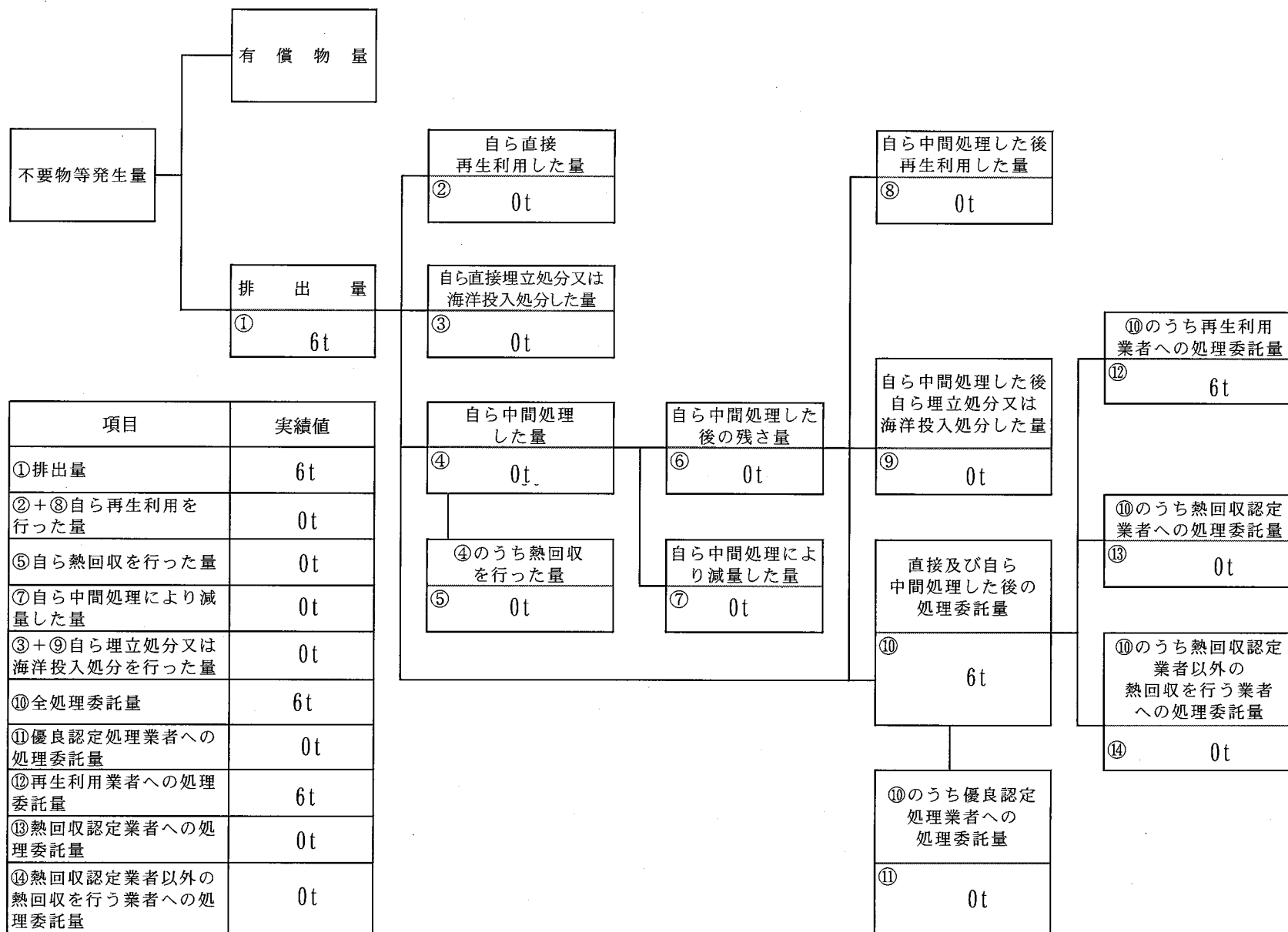
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 建設汚泥)



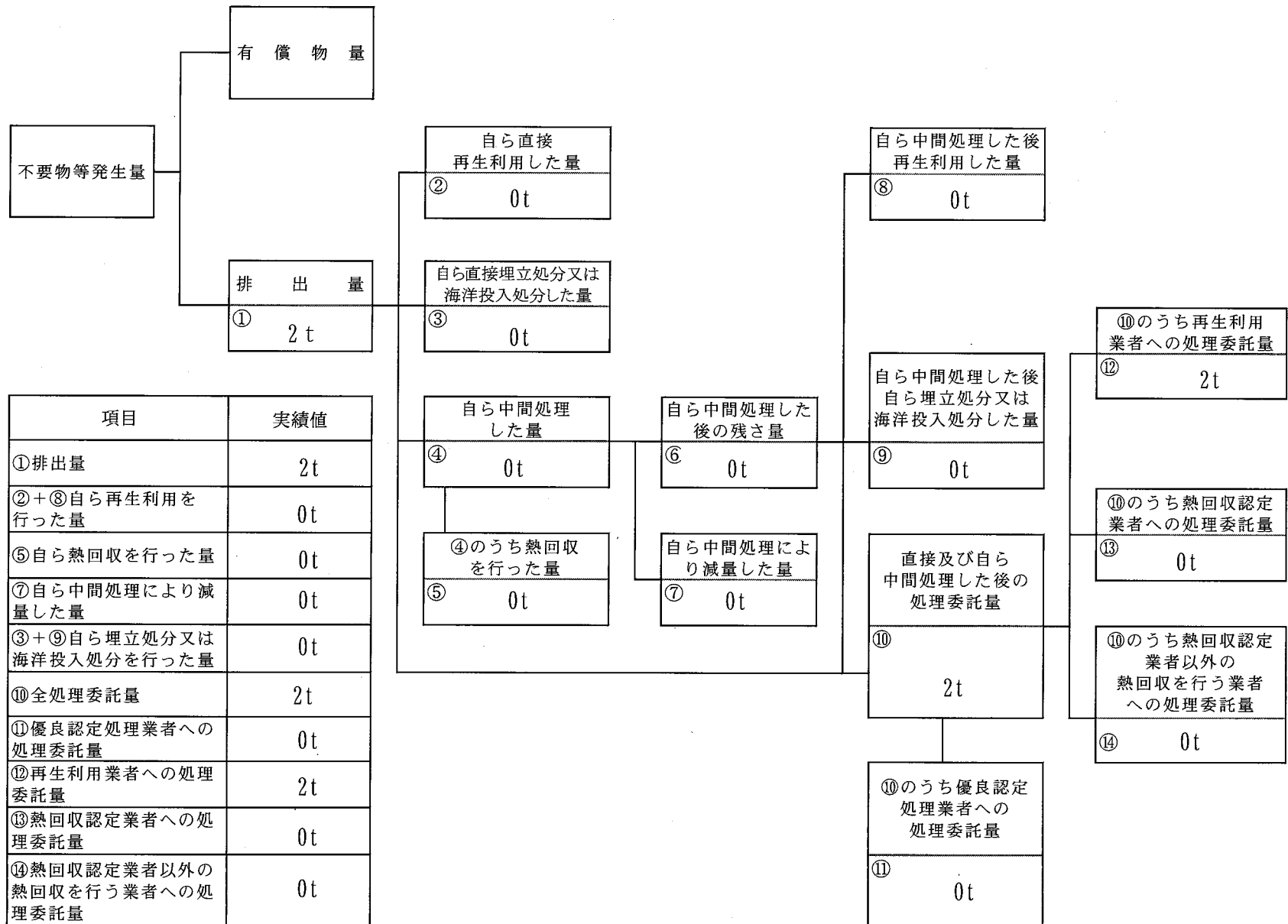
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 木くず)



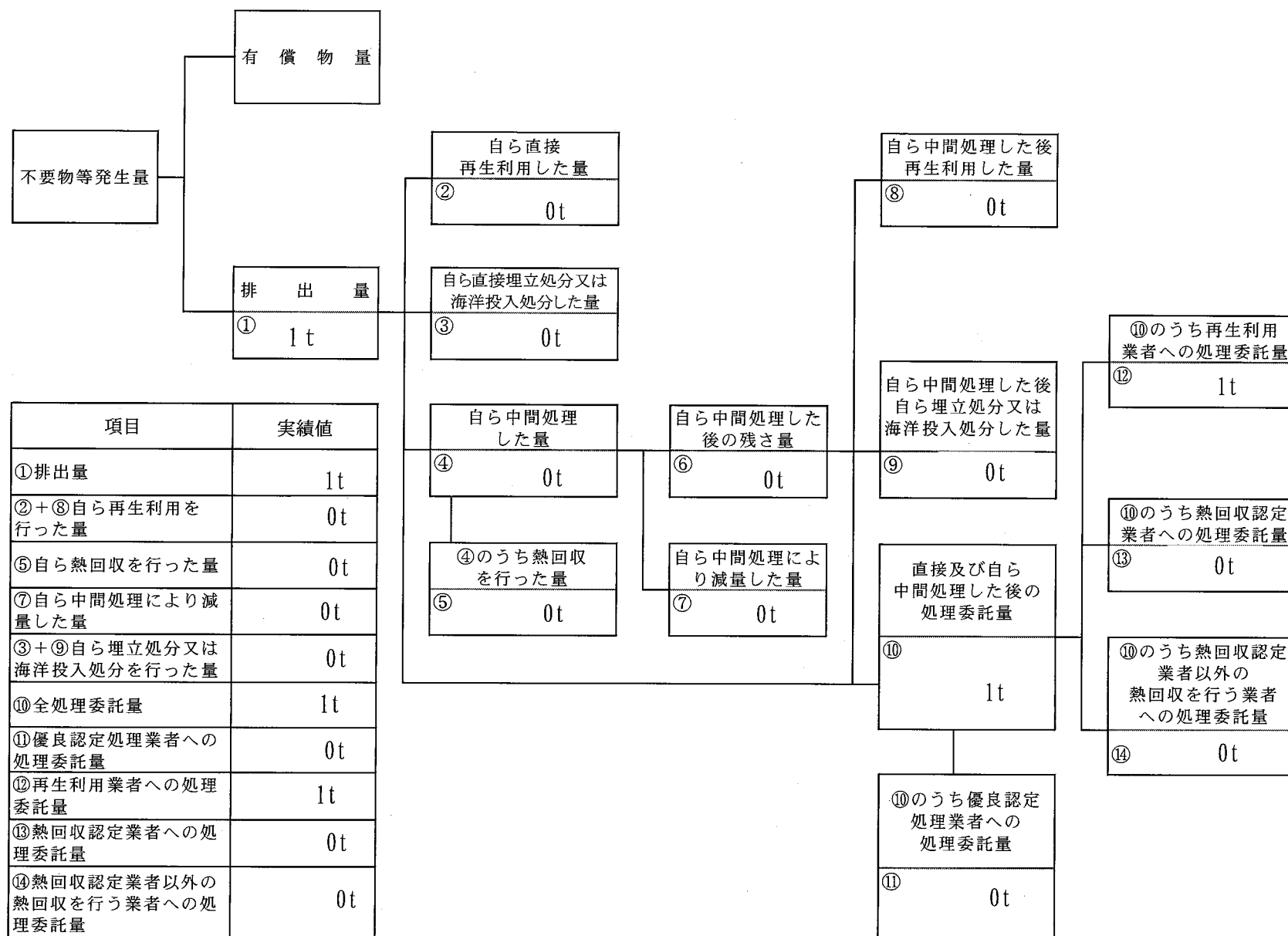
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



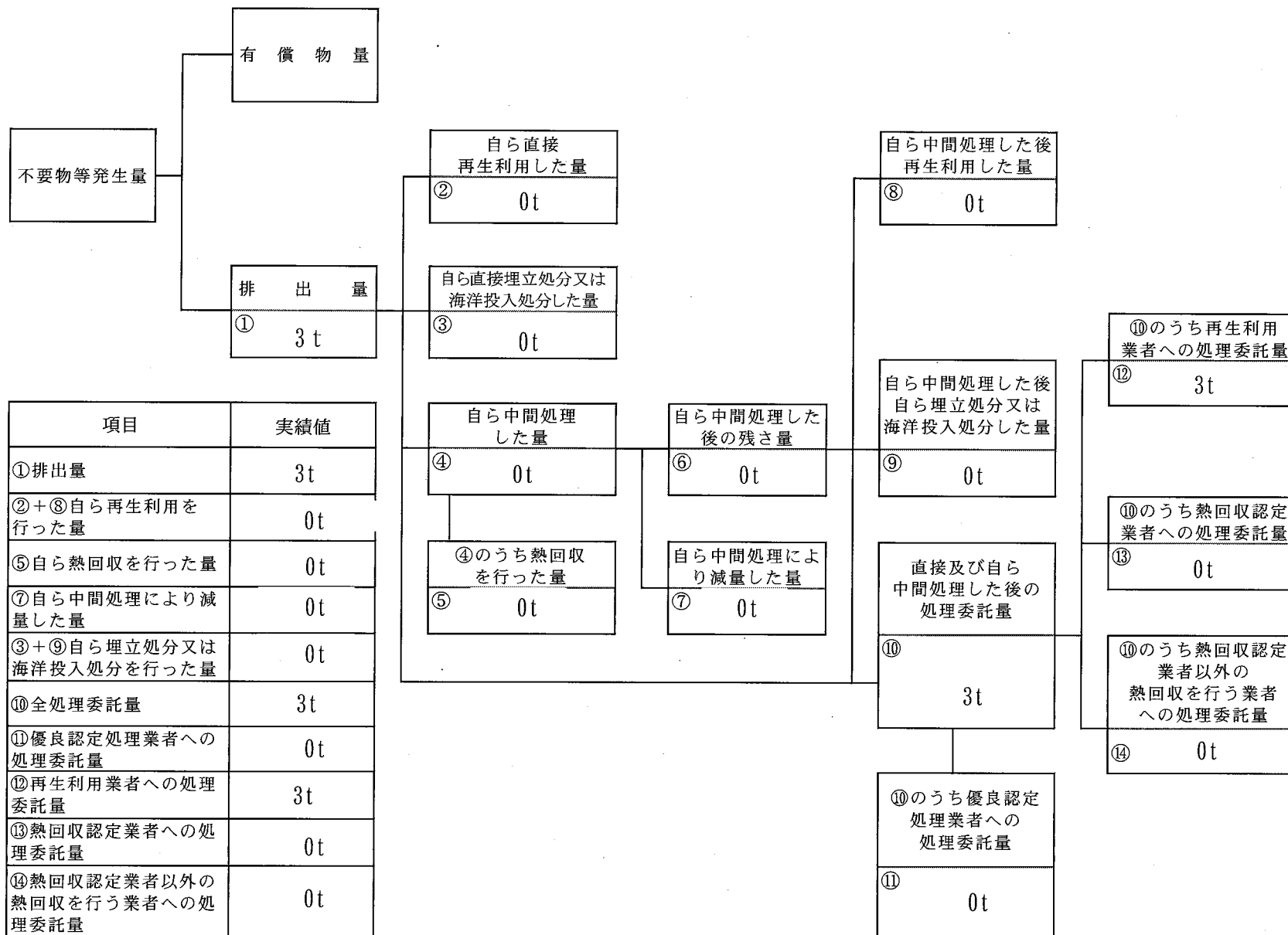
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 建設混合廃棄物)



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。